

平成 29 年度第 1 回半田市都市計画審議会 議事録

《午後 2 時 00 分 開始》

事務局

少し早いようですけれども皆さんお揃いになりましたので、ただいまから、平成 29 年度第 1 回半田市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

審議会委員の皆様のご紹介につきましては、お手元にご用意いたしました配席表に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、愛知県尾張県民事務所知多県民センター長の豊吉宣安様におかれましては、本日もご都合により、ご欠席となっております。

それでは、会議に先立ちまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

—会長あいさつ—

会長

暑い中、私も倒れそうになってきました。

暑い中、ご苦労さまでございます。

半田市の都市計画というのは、どういう評価を受けているのか勉強したいなとは思っておりますけれども、余り問題がないということであれば、順調かなと思いますが、今、倉敷のパンフレット古いパンフレットはまだ持っていますが、駅前のにぎわいというものがやっぱり創出をもう少ししたいというのが、都市計画の基盤整備をしても、にぎわいがないとやっぱりちょっと魅力が欠けるので、そういうところをもう少し力を入れていただきたいなと思っております。

今日はそういうところが議題でありませんので、都市計画緑地のことが議題であります。

これも生活する上では非常に緑がたくさんあるということが重要でありますので、皆さんのご意見を頂戴して進行させていただきたいと思っております。

簡単でございますが挨拶させていただきます。

事務局

ありがとうございました。

議事に入ります前に本日の予定についてご案内させていただきます。

本日の議題は、先に皆様にご配付した次第のとおり、議案第 1 号、知多都市計画緑地の変更を半田市決定について潮風の丘緑地でございます。

議長の選出につきましては、半田市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項に、「審議会は会長が招集し議長となる。」と定められておりますので、会長に議長をお願いいたします。

－議長選出－

議長

今、事務局から説明がありましたとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

－定足数の確認－

議長

まず、最初に本審議会の定足数でございます。
審議会条例第6条第2項に「審議会は委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」と定められておりますので、事務局から報告お願いいたします。

事務局

本日は委員14名中13名の方にご出席いただいております。
同審議会条例第6条第2項の規定により定足数に達しておりますのでご報告いたします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から定足数に達しているという報告がございました。

－議事録署名者の選任－

議長

続きまして本日の議事録の署名者を決めたいと存じます。特に意見がないようでしたら、恐縮ですが私より指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

一同

(異議なし)

議長

異議はないということでございますので、本日の議事録署名者を、鈴木好美さんと田中憲三さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

－議 事－

議長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議案第 1 号知多都市計画緑地の変更半田市決定についてです。

潮風の丘緑地ということでございますが、半田市長より、当審議会条例第 2 条の規定により意見を求められましたので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

それでは事務局から説明お願いいたします。

－議案第 1 号－

事務局

議案第 1 号知多都市計画緑地の変更について、ご説明を申し上げます。私は都市計画課公園緑地担当の副主幹をしております広瀬と申します。よろしくお願いします。

では、スクリーンをご覧ください。

議案第 1 号知多都市計画緑地の変更は、半田市亀崎地区にあります潮風の丘緑地を今回、都市計画決定するという議案でございます。

まず位置でございますけども、名鉄の知多半田駅から、北東へ約 3.5 キロ、J R の亀崎駅の南約 1 キロに位置し、総括図では赤い丸の中の緑色の部分でございます。

新居町から衣浦大橋に向かう国道 2 4 7 号をまっすぐ進みますと、海をまたいで対岸に見える緑地でございます。こちらが国道 2 4 7 号でございます。こちらが潮風の丘緑地となっております。

半田市には緑の基本計画がございます。

これは、半田市における公園、緑地、街路樹等、緑の整備を実施する際の基となるものでございます。この中の抜粋がこの画面でございます。

この基本計画につきましても、知多半田駅から半田市役所辺りまでの「まちの拠点」から潮風の丘緑地までは、この赤い線であります「緑の骨格軸」として、つながれており、更に、当緑地は、「緑の拠点のメイン」として位置づけをされております。

当緑地の概要を説明いたします。

都市計画決定面積は約 4.1 h a この赤い部分が、都市計画決定区域でございます。縦の長さ約 600m、幅が約 70m と細長い緑地でございます。

南側には橋がかかっており、海を渡って対岸へ行ける構造となっております。この橋は潮風橋といいます。

緑地内には、南側に「風の広場」と呼ばれる広場が約 12,000 m² ございます。この紫色で囲った部分でございます。そして北側には、青で囲った部分が約 6,000 m² 「潮の広場」がございます。

その内側には、沿道と樹木が生い茂ったような状況でございます。

当緑地の経緯でございますけども、これは愛知県企業庁の方から 2 回にわたり、無償譲渡を受けた緑地でございます。

1 回目は平成 7 年 3 月に両側の「潮の広場」と「風の広場」部分をいただきました。2 回目を内側のこの樹木が生い茂った部分を平成 19 年 3 月にいただきました。

それぞれの広場に挟まれた、緑地内側の部分につきましては、約 22,300 m²でございます。

次に、都市計画決定をする理由についてご説明申し上げます。

当緑地の広場は主に、年間を通じてグラウンドゴルフで使われております。

また園路では、海や多くの樹木を眺めながらのジョギング、散歩、釣りを楽しんでいる姿が多く見受けられます。

このように、皆様方が必要としている当緑地を保全して、また、この恵まれた自然環境を守っていくことも必要となっておりまいます。

さらに、「亀崎潮干祭」が平成 28 年度に無形文化遺産としてユネスコ登録にされたことを受けて、緑地を含む周辺の環境を整えることも大切なこととなっております。

以上のことから、当緑地を守るために、都市計画決定をするということでございます。

また、当緑地には、駐車場がございませんので、利用者の利便性を確保するために、都市計画決定後、駐車場の整備も計画をしております。

最後に、「都市計画に定める事項」を説明申し上げます。

本日の審議会の前に、今から説明いたします。都市計画図書を 2 週間、一般の方々に縦覧をいたしました。

この都市計画図書は、計画書、理由書、そして、このような各種図面により構成をされております。

まず、計画書でございます。種別として、今回の緑地の名称が知多都市計画区域の中の番号 12 番と割り振られております。

緑地名は潮風の丘緑地、位置は半田市潮干町、新居町 5 丁目、面積は約 4.1 h a ということが書かれております。

次に理由書でございます。これは先ほど、私が申し上げたとおりのことが書いてございます。

総括図は今回の緑地を示した図面でございます。

計画図でございます。区域がどこに接しているかということがここに書いてございます。

地籍図でございます。今回のこの赤い部分ですね。区域を示している図面でございます。

求積図でございます。これは 4.1 h a ということの根拠でございます。この赤い部分に、測量の座標が書いてあります。座標によって算定しますと、41,314.75 m²であることの根拠を示した図面でございます。

以上が都市計画に定める事項でございますけども、この案件につきましては、平成 29 年 3 月 31 日から 4 月 7 日まで地元の方々に説明させていただきました。

対象者としましては、緑地の周辺の企業から構成されている会として潮干会、そして、周辺の区長として亀崎地区から、中区、4区、5区、6区、新居区の区長さんに説明してございます。

その中で、特に反対のご意見はございませんでした。

その後、平成29年7月4日から7月18日までの2週間、都市計画課において、先ほど説明申し上げた都市計画図書を一般市民に縦覧しましたが、縦覧者の意見はございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

議案第1号について今説明がありました、潮風の丘緑地4.1haを都市計画緑地に追加するということでございます。ご意見ご質問ありますでしょうか。

緑地としては既に平成7年、平成19年に愛知県の企業庁から半田市に譲渡されたものであるということですね。

事務局

はい。

議長

現在は公園の形態をしているということですね。いかがでしょうか。

中川委員

今、この緑地公園の半田市全体の中の位置づけがどんな感じになっているのか。簡単に結構ですので、ご説明がいただけるとありがたいと思います。運動公園とか、北部グラウンドとかいろいろある中で、これがちょっとどういうポジションなのかなっていうのを教えてください。

事務局

これは先ほど申し上げましたとおり、昨年度計画しました緑の基本計画において、市役所などがある「まちの拠点」、各大きな公園を、緑の拠点としています。

それぞれを緑の骨格軸としてつなげていこうという中で、この潮風の丘緑地の確保は亀崎方面につながる一つであり、メインとなっています。

中川委員

亀崎地区に北部グラウンドがあるのはわかるが、それ以外に大きいのがないのかなと思

います。その亀崎地区の中での位置づけとは、どんな感じなのですか。

事務局

北部グラウンドは乙川地区の北の方になります。

亀崎地区は亀崎海浜緑地と潮風の丘緑地が大きな公園になっています。位置づけというと亀崎は海がございます。海を意識し、その自然や潮干祭などと、コラボレーションして整備していこうとしています。

中川委員

海の位置づけだったら、海のレジャーができるような整備だとかそのような位置づけがあると面白いと思うのですが、説明を聞いているとグラウンドゴルフが中心と感じ、それがどういう位置づけなのかと思います。ランニングというのもあり、明確な位置づけあるなら、やっていただけたらと思います。ただ場所が亀崎にあるだけで、現状に追随した整備に近いという気はします。橋も色が出せると面白いのではないかなと思います。

議長

この水面は港湾区域になるのですか。

事務局

愛知県の港湾区域になります。

議長

港湾ということで勝手に使うわけにはいかなくなりますね。中川委員さんの話で、緑の骨格軸は、半田市内には、導線が 5 本あるのでそのうちの 1 本であるということで、その中身を実現していくため、中心になるものだという認識ですね。

事務局

そのとおりです。

中川委員

グラウンドゴルフは、場所があればどこでもできると思います。せっかく水辺にあり、例えば釣りがやりやすいような整備の方法もあると思います。

《駐車場の図面を出すよう指示》

今、この駐車場を整備しようとしているわけですが、これはあくまでグラウンドゴルフに都合がいい駐車場だと思います。あるいはランニングだと思います。もしも海沿いに釣りがしやすいような利便性のある駐車場作るのであれば、海沿いに駐車場を作ればいいと

思います。用途によって、造るものも違ってくると思いますので、今後はこの場所に特徴的なことができるのではないかという意見を言っているわけです。

緑を削ると言っても、今回の整備で削っている 60 台分を海側に移すだけだと思いますので、その用途さえ明確になっていれば別に何ら現状と変わらないのかなと思います。いかがでしょうか。

事務局

場所をもっと海沿いに近い位置に移したらどうかということですね。

中川委員

グラウンドゴルフが目的になっているわけですから、これはこれでグラウンドゴルフだということであればしょうがないのかもしれませんが。

事務局

グラウンドゴルフだけではなく、夏のシーズンであればハゼが釣れますが、この時期であると多く路上駐車されています。今でも苦情が多いところでございます。その方々は駐車場ができれば、当然停めると思います。海沿いにするとかいう話は出ましたが、こちらでも海に近いところではあり、広場に寄って駐車場が各々設置しているので、問題ないと認識しています。

中川委員

グラウンドゴルフがメインなのかなと思っておりましてけれども、こだわりがあるわけではないですか。

事務局

ただ、利用者のための駐車場ございます。

議長

計画図で見ると水面沿いは衣浦西部線という 4 車線の道路ができるのですね。

事務局

はいそうです。そういう都市計画道路が走っています。

議長

水面と緑地の関係はなかなか上手にやらないと難しいのですかね。

事務局

はい。そういうことでございます。

中川委員

何の目的の公園にするのかは明確にした方がいいのかなと思いました。緑地を保全することはいいと思いますが、どういうターゲットに絞った公園にするのか、あるいはターゲットも絞らない一般的な公園にするのか。場所的なことからある程度、ターゲットは絞っても面白いのではないかなと思いましたので、ぜひ検討をいただければありがたいなと思います。

議長

ほかにはどうでしょうか。

山内委員

駐車場を整備するということがいいことだと思っています。私もよく通りますけど、すごく路上駐車が多く、特に釣りシーズン中に違法な路上駐車がたくさんあるので、駐車場が必要だろうと思っています。駐車場の台数は 60 台分でいいですか。

事務局

そうです。風の広場、潮の広場各 30 台で計 60 台です。

中川委員

そうしますと駐車場は必要だということはわかり、先ほどの説明で、潮干祭の関係や観光客との関係でも、その地域に駐車場が必要だろうと思っていますけども、緑の基本計画の中で、緑の保全と駐車場との関係というのはどういう関係ですか。県はそれを了承しているのですか。

県から譲渡されたのですよね。その使用目的があるはずですよね。

事務局

愛知県の企業庁からは、譲渡を受けるにあたり、契約書を結んでいまして、向こう 10 年間は、愛知県の企業庁と協議をなさいとあり、平成 28 年度末をもって 10 年間で過ぎました。

今年度からは、半田市の自由にしてもいいよというような契約になっています。そのため、愛知県との協議をする必要ないということになります。

今回駐車場と緑地との関係は、もらったときから駐車場がございませんでした。自然保全するということも確かにございますけども、より必要最小限のものは整備していかないとこれは利用する方々の利便性に、反するということが最小限の、駐車場整備をさせていただくということでございます。

田中委員

亀崎の中区の区長でもありますので、この緑地の関係は散歩してよく知っているのですが、市から事前に説明を受けている中で、両サイドに合計で 60 台の駐車場をつくるということでした。実際にこのグラウンドゴルフは、図面の左側のところで、比較的年配の方が、早朝にやっておられる。

右側の緑地は、子供達とかボーイスカウトとかの人たちが、使って見えます。路上駐車のところは、亀崎のハゼ釣りの名所ですから、ハゼ釣りのシーズンになると路上駐車が多くなる。

そのため、あそこの位置に駐車場をつくっていただけると路上駐車がなくなって大変助かり、事故のないような状況になるのかなと考えております。

ユネスコの関係についても書かれておりまして、今年の 5 月の潮干祭に関しても、お客さんが随分増えたと感じております。

緑地の駐車場は 60 台確保いただくとしても、緑地地区から祭の場所までの距離があるので、なかなか使いづらいのかなと感じております。ですから、祭りの関係ということになるとよりまつり会場に近い方に造っていただいた方が地元としてはありがたいです。ただ、先ほど言いましたように、釣りシーズンになりますと約 600m の道路が路上駐車になるので、その点大変ありがたいと感じております。

先ほどからいろんな緑地の中で、どんな公園にしていくのだという内容の発言があったのですが、緑地の東側に亀崎海浜緑地という芝生の緑地があり、亀崎地区の人たちに、使っていただいて、トイレも設置してあり、駐車場もあるのですが、あそこはこの駐車台数よりも少し狭いぐらいですか。

事務局

海浜緑地の方の駐車場は 100 台ございます。

田中委員

100 台ですか。海浜緑地の公園につきましては、特に土日祝日に関して言いますと、利用者が多くありがたく、この場所は潮干祭の会場に最も近いところですから、もっとも本部関係者の駐車が多くて、一般の駐車はほとんど使えないというのが実態でございます。

ですから少し離れていても、潮干祭の際には使えるのかなと考えております。

それからもう一つ、緑地の中を時々散歩させていただいておるのですが、先ほど中川議員さんの方から言われたように、緑地のままで、現状どおり維持しておくのは、ちょっともったいない。海浜に近いところなので何か、そういった施設なりを将来造っていただく計画があるとありがたいと思います。

例えば、釣りの公園だとか、それから、海に近いものですから、亀崎神社前の人工の浜辺では、水辺に入って子どもさんは水遊びをしています、夏場になると濁って汚いもの

ですから、私個人的な意見としては、緑地の中に、将来的でも結構なので、多少水遊びができるような場所をつくっていただけるとありがたいと思っております。

結論から言いますと、この路上駐車の数が多いものですから、それらの事故対策等で駐車場をつくっていただけるといのは大いにありがたいと地元の区長としては、賛成意見を述べさせていただきました。

議長

緑地の中を散歩やジョギングしている姿が見えるのですが、茂ってくると見えなくなるので、時々管理した方がいいですね。そうすると、犯罪が起こしにくくなるでしょう。

道からまるきり見えなくなると、不貞の気持ちが出てくると思います。

岩田委員

亀崎に住んでいる方が知人にいまして、グランドゴルフをやっているのだけど、1人では怖いよねって言うてみえましたから、私はちょっと遠いから行ったこともなく、なんとも言えなかった。

議長

茂った時に、道路から見えるようにするとか、公園の回答いただいていいですか。

事務局

写真だけでは、わかりませんけども、街灯はちょっと少ない状況かもしれません。

広場とかトイレとか、その点にあると思いますけども、緑地中央の樹木が生い茂った部分については、少ないかもしれません。

議長

防犯カメラは、付けたりするのですか。

事務局

防犯カメラは、例えば、雁宿公園とか、大きな公園に付き始めております。ですから、もしこれから犯罪等が増えてきた場合には、そういうことも考えながら進めてまいりたいと考えております。

議長

犯罪が起きる前につけてほしいですね。すぐにはいかないと思いますけど少し予想しながら、整備していき地元の人が安心して使うということが良いと思います。

鈴木（健二）委員

衣浦西部線は整備できてないのですか。

事務局

まだできていません。

鈴木（健二）委員

次に計画があるということですか。

事務局

そのとおりでございます。

京才委員

都市計画緑地に追加することによるメリットと新たに都市計画決定するということは整備着手するためということだけなのか、例えばこれを追加してしまうと他の保有地や計画全体として影響は出てくるのか。

事務局

半田市には緑地は六つございます。その中で、都市計画決定されているのは一つでございます。

今回で二つ目になるのですけども、都市計画決定することによってどうなるかということですけども、それは先ほどから申し上げたとおり、都市計画決定ということは、このような審議会を経なければ、変更もできません。

あと縦覧もするという事で皆さんのチェックが入るわけでございます。そういったことで、緑地として守られていくということになります。

ほかの残り四つをどうするのかということですけども、今回は、先ほどから申し上げたとおり、ユネスコ登録があったりする上で、環境保全をしていこうという部分につきまして、都市計画決定を図っていこうということです。残りの緑地についてはこれからしていくかという、現状ではするつもりはまずございません。

議長

都市計画決定をしていなければ、独自になんでもつくっていいということですか。

事務局

都市計画決定する公園を都市計画公園と言いますけども、そのほかの半田市の公園は都市公園という名前がついて、計画という名前がないのですけれども、都市公園に位置づけ

られていれば、都市公園法という法律の中で動かなければならず、その都市公園の法律では、例えばこういうものつくっちゃいけないよとか、これも作っていいですよというすみ分けはちゃんとされております。

そういったことでそういう中でもきちんとした決めがございます。
乱雑になんでもつくってよいというわけではございません。

議長

作りやすいということですね。今、少子化で、公園の中にいろいろ作るのに、問題があるじゃないですか。半田市でもやろうと思ったら、都市計画決定しているということで、作りやすさの違いはあるのですよね。

事務局

都市計画決定されていると、守られている都市公園法と都市計画法の二つなりますので、ハードルが少し高いイメージだと思います。

京才委員

全体の中で例えばとして都市計画決定できる割合とか決まっていますか。例えば、50%以上できないよとか。

事務局

特にございません。

中川委員

潮干祭との一体的な利用ということが書いてあるが、具体的にどうやって絡んでいくのか、少しわかりにくかったので、わかれば教えてください。

事務局

潮干祭というと、海のところ、山車が入ってくるような祭りでございます。海を意識したものでございます。環境を整えるという言葉で表現させてもらいましたが、環境を整えるということは、例えば、亀崎公園に建物を建てて雰囲気をつくっていくような整備をする、手を加えるような形も、環境を整えることでございますし、海という自然のものも保全して、自然本来のものを引き出すということも整えるという言葉で表現させてもらいますけども、そういったことで、潮干祭が行われる海浜緑地だけを整備するのではなくて、海というものを意識しながら保存していくということでございます。

中川議員

今回都市計画決定して都市計画審議会を行うことによって、それによってぐっと変わっていうものがあるのですか。

事務局

変わるというよりも保全をし、守られていくというようなイメージかと思います。手を加えることもときにはあります。

今回は自然を守っていくようなイメージですね。

中川委員

となりの亀崎海浜緑地との関係性はどのような風なのですか。

事務局

亀崎海浜緑地はメインですね。主力となる公園ですね。そこをまず見られて、周りの散策をすると思うのですね。そこだけ見て、帰っていくということではなくて、亀崎のまち並みを見て、足を延ばして緑地も見えて、亀崎全体のまち並みを見てもらえると思います。

ということでこの潮風の丘緑地も、どうしたらいいか、先ほど中川議員さんからありましたとおり、もっと、他のものに特化してもいいのではないかといろんな話ありますけども、まずはやっぱり自然というものを守ってきたいという気持ちで今回都市計画決定を図っていただくということでございます。

中川委員

潮干祭をする公園とかとも連携するわけですから、ランニングコースもここだけじゃなくて、向こう側とも一体にしたランニングコースになるのかとかバーツと公園の説明もここだけが独立したもの、潮干祭をする公園のことは独立させるのではなく、これが一体化していく上で導線がつながるような形でプランニングしていくのが良いかと思われま

事務局

今おっしゃられているのが理想的な形かと思いますが、今のところは、そういう計画は持ち合わせてございません。

中川委員

ぜひやってもらえればと思います。

議長

緑の骨格軸ですもんね。ですから、それと全景というのがあるわけですから、それを緑

の将来像みどりの基本計画のだけじゃなくて、実態化してほしいと、それで空間が立体化すると同時に、使い方からも視点を加えて、使いやすいものにしてほしいという意見が出たということだと思います。

この都市計画審議会にかかっておりますのは、この緑地を都市計画緑地に変更するかどうかという面積と名称も、二枚目にある、この内容について、諮問されているわけでございますので、これについて、ほかに意見がなければ、お諮りをさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ほかにまだご質問ありますか。ないということでありましたので、議案第 1 号知多都市計画緑地の変更を判断し決定について、潮風の丘緑地については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしということでございましたので、原案のとおり決することにさせていただきますと思います。以上で本日予定しております。

議題は以上でございますので、これで終了させていただきます。どうもありがとうございます。

最後の本日の会議につきまして半田市都市計画審議会運営要綱第 10 条により、会議は議決による公開とすることができるとされておりますので、理事内容のうち個人情報除き議事録を公開したいと思います、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしということでございます。これをもちまして、審議を終了させていただきます。ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

事務局

事務局から連絡させていただきます。

本日の議事録のご署名でございますけれども、事務局において議事録の案を作成した後に、署名者の方々に、その内容についてご確認をいただき、ご署名をお願いしたいと思いますので、また改めてご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれもちまして、終了とさせていただきます。

《午後 3 時 00 分 審議終了》